

●香川県告示第184号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により指定する工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第4条の規定により定める規制地域における特定悪臭物質の規制基準については、次のとおりとする。

なお、別図は省略し、その図面を香川県環境森林部環境管理課、関係市役所及び関係町役場に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 規制地域

丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、宇多津町及び多度津町のうち別図に着色した部分の地域

2 規制地域における特定悪臭物質の規制基準

- (1) 法第4条第1項第1号に規定する規制基準は、別表の規制地域の区分の項に掲げる区域の区分ごとにそれぞれ同表の規制基準の項に掲げるとおりとする。
- (2) 法第4条第1項第2号に規定する規制基準は、別表の規制地域の区分の項に掲げる区域の区分ごとにそれぞれ同表の規制基準の項に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量とする。
- (3) 法第4条第1項第3号に規定する規制基準は、別表の規制地域の区分の項に掲げる区域の区分ごとにそれぞれ同表の規制基準の項に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度とする。

別表

規制地域の区分		A区域	B区域	C区域
規制基準 (単位ppm)	アンモニア	1	2	5
	メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
	硫化水素	0.02	0.06	0.2
	硫化メチル	0.01	0.05	0.2
	二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
	トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
	アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
	イソブタノール	0.9	4	20
	酢酸エチル	3	7	20
	メチルイソブチルケトン	1	3	6
	トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2	

キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

備考

- 1 「A区域」とは、別図のうち緑色で着色した部分の区域をいう。
- 2 「B区域」とは、別図のうち黄色で着色した部分の区域をいう。
- 3 「C区域」とは、別図のうち桃色で着色した部分の区域をいう。

附 則

- 1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 昭和48年香川県告示第424号は、廃止する。